

※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
--------	------	-----	----	------	------

受付印

年 月 日
郡 上 市 長 様

※ 処理事項	発信年月日	調定	申告年月日
	通信口付印	確認印	番号
			年 月 日

所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	この申告の基礎 1 法人税の修正申告書の提出による。 2 法人税の更正・決定・再更正による。
(ふりがな)	事業種目
法人名	期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(ふりがな)	期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額
代表者氏名印	經理責任者氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書 ※

摘要	課税標準	法人税割額	
		税率	税額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額又は教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額	②		
みなし配当の25%相当額の控除額	③		
還付法人税額等の控除額	④		
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税額 ①+②-③-④+⑤	⑥	0 0 0	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{⑥}{21} \times ②)$	⑦	0 0 0	
外国の法人税額等の額の控除額	⑧		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨		
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨	⑩		0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪		0 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬		0 0
均等割額	⑭	月 円 × $\frac{⑬}{12}$	0 0
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑮		0 0
この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑮	⑯		0 0
この申告により納付すべき市民税額 ⑬+⑯	⑰		0 0
⑰のうち見込納付額	⑱		
差引 ⑰-⑱	⑳		

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	人
				人
合計		⑳	㉑	㉒

指場 定合 都の に⑮ 申の 告計 る算	区名	※ 区コード	月数	従業者数 人	均等割額 円	決算確定の日 法人税の申告書の種類	年 月 日		翌期の中間申告の要否	要・否
							青色・その他			
					0 0					
					0 0	この申告が中間申告の場合の計算期間	年 月 日から 年 月 日まで		法人税の申告期限の延長の有無	有・無
					0 0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行		支店
					0 0			口座番号 (普通・当座)		
					0 0	還付請求税額				
					0 0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				

関与税理士署名押印 (電話)

必ず記入願います

第二十号様式（提出用）

受付印

〇〇年 〇〇月 〇〇日
郡 上 市 長 様

整理番号 事務所区分 法人番号 申告区分
99999

発行年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
通信日付印 確認印 年 月 日 番号 申告年月日

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇×番地
郡上市八幡町島谷228番地
(電話 0575-67-1121)

この申告の基礎
1 法人税の修正申告書の提出による。 年 月 日
2 法人税の更正・決定・再更正による。 年 月 日

事業種目 人材派遣業

期末現在の資本金の額 200,000円
期末現在の資本金等の額 200,000円

代表者氏名印 郡上 太郎 (印) 経理責任者氏名 郡上 花子

〇〇年 4月 1日から 〇〇年 3月 31日までの事業年度又は通称事業年度の市町村民税の確定申告書

郡上市が指定する法人番号を必ず記入してください。

提出時点での法人の代表権を有する方の氏名を記載し、代表者印(職印等)を押ししてください

摘要	課税標準	税率	税額
(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	323,450		
試験研究費の額又は教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額			
みなし配当の25%相当額の控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税額 ①+②-③-④+⑤	323,000	12.3/100	40,000
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税額 (⑥/②1)×②2	41,000	12.3/100	5,043
外国の法人税額等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨			5,000
既に納付の確定した当期分の法人税割額			76,500
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫			△71,500
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 12月 130,000円×12/12			13,000
既に納付の確定した当期分の均等割額			6,500
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯			6,500
この申告により納付すべき市民税額 ⑬+⑰			6,500
⑱のうち見込納付額			
差引 ⑱-⑲			6,500

必ず記入願います

名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
郡上八幡支店	郡上市八幡町島谷228番地	当該法人の全従業員数のうち当該市町村分の従業員数	9人
合計			9人

分割基準となりますので人数は必ず記入してください。

区名	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	青色申告書の種類	翌期の中間申告の要否	要・否
郡上	12	9	0	〇〇年 5月 31日	青色・その他	要	要・否
合計			0				有・無

法人税額が20万円以上の普通法人は要に丸印をつけてください。

法人税法第75条の2または第81条の24により、申告書の提出期限の延長が認められた法人及びその連結子法人は、それ以外の法人は無に丸印をつけてください

中間納付額の還付を受ける場合に記載します。

還付を受けようとする金融機関及び支払方法 郡上 銀行 八幡 支店
口座番号 (普通) 当座 3333333

還付請求税額 71,500円

法第15条の4の徴取猶予を受けようとする税額

関与税理士署名押印 (電話)

※ 法人税割の税率について

【9.7%】平成26年10月1日以後開始の事業年度に適用される税率

【6.0%】令和元年10月1日以後開始の事業年度に適用される税率